

東洋医療を考える会 会報

発行元:NPO 法人 東洋医療を考える会
住所 渋谷区代々木2-39-7メゾン代々木201号
TEL 03-3375-6151 / FAX 03-3299-5275
メール iryu-kangaeru@waltz.ocn.ne.jp
ホームページ <http://npo-iryu.org/>



2023年度総会を迎えて

私たちを取り巻く環境

2023年11月19日

NPO 東洋医療を考える会 理事長 山西俊夫

2020年の春先から始まった新型コロナウイルス感染の大騒ぎは一体何だったのでしょか？私たちはこの時期にはっきりと精査する必要があると考えます。

最近読んだ本では、ウイルス感染に対抗するには、結局、人間の免疫力を高めるしか、方法が無いといひます。

だから、ウイルスに何度もかかることによって、免疫力を高める方向に進む以外に方法がないといひます。

2022年現在、遺伝子型ワクチンが、人間が持っている自然治癒力を低下させることが論文で発表され、わかっている方々の間では常識にまでなっているといひます。ということは東洋医療の効力をより明確に見直すべき時期になってきていると確信します。

NPO 法人「東洋医療を考える会」

第 19 回定期総会報告 (希望をもって歩み続けよう)

田中榮子記

「NPO 法人東洋医療を考える会」の第 19 回定期総会が 11 月 19 日千駄ヶ谷の社会教育会館で行われ、岩下幸卯氏の司会により進行した。はじめに、NPO 法人理事長、山西俊夫氏の挨拶がありました。

コロナ感染が続く中で、免疫力を高める東洋医療を誰でも気軽に受けられるように、健康保険制度の改善を是非進めていきたい、と熱く語られました。

続いて来賓の一般社団法人鍼灸マッサージ師会の清水一雄代表理事より挨拶がありました。

親戚の人が老人保健施設に入っているが、面会の制限がありすぎて面会できない。介護の視点があるのか疑問に思った。



(山西理事長)

国が長年、東洋医療だけに制約を続けているのはおかしい事だ、なんとしても東洋医療の差別的制約の改善を進めなければと述べられました。

議長選出し、議事にはいる

来賓のあいさつに続き、司会者の進行により議長選出を行い、議長に松尾洋子氏を選出しました。

松尾議長より、不慣れなため行き届かないこともあり、

(清水鍼灸マッサージ師会代表理事) 失礼なこともあるかと思いますが、ご了承ください。ご協力よろしく願いいたします、とのあいさつがあり、議事にはいりました。

議長はまず、総会成立について報告を求め、山口副理事長の報告がありました。

山口副理事長よりの報告。本日の出席者 15 名、理事長への委任状 77 名で合計 92 名、正会員総数 163 名であり、会員の 2 分の 1 以上の出席があり、総会は成立しているとの報告がなされました。

引き続き松尾議長は、2022 年度活動報告を求め、山口副理事長より報告されました。

1、体験マッサージについて

治療を体験してもらい、あん摩、マッサージ、指圧治療の理解者を広げる体験マッサージ事業に月に 1 回行っている。毎回 3~4 名の方が治療を受けており、施術者は 2 人交代で行っている。何度か治療を希望する方は、NPO 協力会員に入会をお願いしており、健康保険改善署名の協力もお願いしています。

2、社会教育会館祭りへの参加

ここ 2 年コロナ禍で中止となったが、今年は 2 月に開催された。千駄ヶ谷社会教育会館を利用している団体やサークルが活動を紹介しアピールする行事です。

東洋医療についての分かりやすい展示を四方の壁に張り出し、希望者にマッサージ治療を行い、今年は 13 人の方が治療を受けた。アンケートでは気持ちよく気分転換になり効果があった、と好評でした。

このような地域団体参加で行う行事に参加することは、東洋医療への理解を広げ、あん摩マッサージ指圧治療、鍼灸治療への関心を広げる大切な機会であり、今後も継続していきたい。

3 会報の発行、理事会開催

国民を対象として東洋医療、伝統医療に基づく健康法や治療の普及を図るため会報発行3回行い、理事会は7回開催しました。

以上の活動報告は承認されました。つづいて松尾議長は、令和4年度収支報告について提案を求めました。

山口副理事長より、すでに会員に配布されている令和4年度収支報告にもとづいて、令和4年度（2022年）の収支、提案がありました。提案について、斎藤ゆき子氏より、繰越金が多いので改善が必要との意見が出されました。他に意見はなく、参加者の拍手で提案は承認されました。



（山口副理事長、松尾議長）

「NPO 東洋医療を考える会」成り立ちについて、田中理事の発言

田中榮子理事発言を求め「NPO 東洋医療を考える会」成り立ちについて会員みなさんの理解を深めていただきたいと発言がありました。

岸イヨさんは、肩の疼痛の改善のため「はり・きゅう治療」を健康保険で受けていたが、医師の治療との併給を理由に不支給の処分を受けたのです。岸さんは、整形外科や整骨院などいろいろな治療を受けたが、鍼灸治療だけが不支給となるのはおかしい、これを見過ごすことは出来ない和不支給取り消しを求めて宇都宮裁判所に提訴したのが1991年の事です。

現在も一般社団法人鍼灸マッサージ師会の顧問をお願いしている宮原弁護士をはじめ、三人の弁護士が岸さん支援の声を上げていただきました。金沢大学の井上英夫教授の協力もあり、「日本国憲法にもとづき、一人ひとりが国の主権者であり人権を持っている。東洋医療でも西洋医療でも、自分が受けたい医療を受ける権利がある」という事が裁判のなかで明らかにされました。



（発言する田中理事）

私たちは岸さんの裁判でたくさんの事を学びました。「鍼灸、マッサージ師会」としても、国民、患者と協力して、鍼灸マッサージ治療を健康保険で安心して受けられるような制度の改善が必要だ」という事を深く学びました。国民、患者と協力してより良い制度をつくっていかうと「NPO 東洋医療を考える会」の設立となったのです。

2023 年度活動計画および予算案の検討

続いて山西理事長より2023年度活動計画が提案されました。

コロナウイルス感染は五類感染症に移行され、今年夏は各地でお祭りなどが再開され、多くの外国人観光客も来日したが、一部では感染による医療逼迫も起きていたようだ。

私たちは黒田信一氏や天笠啓祐氏の講演から、コロナ感染症防止の重要な問題の一つが自然治癒力の強化であると理解を深めてきた。問題は、あん摩マッサージ、鍼灸治療を医療と認めず健康保険を正當に適用しない医療行政にある。

公益法人東洋医療研修試験財団による2022年度「あはき療法に対する国民の受療意識に関する調査」における明治医療大学矢野忠先生を長とする調査では、受療率を高めるには、健康保険で受療できるようにしてほしい、という国民の要望がでています。私たちが掲げてきた目標と同じです。

なぜ運動が広がらないのでしょうか。医療制度をどう変えるか検討が必要ではないでしょうか。

活動計画の提案に続き山口副理事長より、文書で配布されている2023年度（R5）予算案が提案された。質疑ででた問題

●ボラティア活動の報奨金はどうなっているのか。

山口副理事長—NPOの事業は、制度改善の署名やボランティア治療など、すべて一般社団法人鍼灸マッサージ師会との共同の事業です。ボランティア参加の報奨金は鍼灸マッサージ師会の会員や職員は鍼灸マッサージ師会の規定により、鍼灸マッサージ師会から支給されています。「NPO 東洋医療を考える会」の会員にはNPOから、鍼灸マッサージ師会規定に準じて支給しています。



●繰越金について

山西理事長—繰越金が多いから検討せよとの意見は今後の検討課題です。

Sさん —繰越金は確かに多い、見直した方がよいかも。

以上で討論を終え、議長は2023年度活動計画につき承認を求め、参加者は拍手で承認し、さらに2023年度予算案についても拍手で承認しました。松尾議長は、以上で総会の議事はすべて終わりましたと、閉会をつけました。閉会を告げた松尾さんの呼びかけで、会議の疲労を解消する運動を行いました。

全国有志医師の会が設立される

久下勝通

「新型コロナウイルス感染症対策の抜本的変更」や「ワクチン接種事業中止」の要望を掲げ、新型コロナウイルス感染症に対する対策の見直しと、国民の安全と健康を守るため、治験段階のワクチン接種事業の中止を求めて立ち上がった医師および医療従事者の団体です。

新型コロナワクチンについて以下のように言っています。

「新型コロナワクチンは、mRNA ワクチンという人類に初めて使用される新しい機序の薬剤であるにもかかわらず、2021年2月に「特例承認」され臨床試験が終了しないまま接種が開始されている。中長期的な安全性は十分に確認されているとは言えず、2022年2月18日のワクチン分科会副反応検討部会において1,474件の接種後死亡例（うち10代6人）、6,454件の接種後重篤例（うち10代398人）が報告されている。」山西理事長の指摘するとおり、東洋医療の効力をみなおすべきであり、活用すべきです。あん摩マッサージ治療も鍼灸治療も患者の意志により健康保険で受診できるようにすべきです。

「医業類似行為」とは？

久下勝通

6月18日には一般社団法人鍼灸マッサージ師会の総会がおこなわれました。この総会で特別講演を行った芦野純夫先生のお話には大きな反響がありました。この講演が文字化され、芦野純夫先生講演録として残されたことは素晴らしい事です。

芦野講演録を読み、また橋本講演を聞いて、一番重要な問題は、医業類似行為の問題だと思います。鍼灸、マッサージ治療は医業類似行為という、按摩師、はり師、きゅう師法を無視する厚労省見解を放置せず、きちんと追及することが必要ではないでしょうか。



橋本利治氏の講演

下に鍼灸柔整新聞 1186号より転載。「現行の産業分類と改定素案の比較」の表を掲載しました。総務省が作成する日本標準産業分類が変更となり、令和5年度6月改定、令和6年の4月執行とされています。この改定の中で、あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師は国家資格を有して医業類似行為を業とする者といっています。

まさに法を無視する厚労省見解です。医業類似行為とは法律が認めた医療を行う資格のない者が行う、無資格者の行為であり禁止されています。按摩師、はり師、きゅう師は、法律が認めた医療を行う資格を持った者です。鍼灸マッサージ師を健康保険からの排除し、国民の医療を受ける権利、医療を選ぶ権利の制限するものです。患者の理解を深めて、療養費の支給条件の改善への検討が必要です。

■ 現行の産業分類と改定素案の比較 (太字が変更箇所)

	現行	改定素案
中分類 83	医療業	医療業
小分類 835	療術業	施術業
細分類 8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師がその業務を行う事業所をいう。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 国家資格を有して医業類似行為を業とする者であるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師がその業務を行う事業所をいう。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。
細分類 8359	その他の療術業 温熱療法、光熱療法、電気療法、刺激療法などの医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業所をいう。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。	療術業 (細分類番号を 8352 に) 温熱療法、光熱療法、電気療法、刺激療法など による 医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業所をいう。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。

【主な改正理由】「療術」を小分類項目名において継続すると、あはき師及び柔整師が行う「施術」との混同のおそれがあるため、「療術業」を「施術業」に変更。